

(様式第 1 号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和 7 年度芦屋市生活困窮者自立支援専門部会
日 時	令和 7 年 9 月 1 9 日 (金) 午後 1 時 3 0 分から 3 時 3 0 分
場 所	芦屋市役所分庁舎 2 階大会議室
出 席 者	委 員 長 平野 隆之 副委員長 谷 仁 委 員 吉田 督、加藤 力敬、押場 美穂、藤川 喜正、上田 利重子、 三芳 学、山崎 元輝、山本 眞美代、株本 就子、佐藤 菜穂子、 山田 弥生 欠席委員 新妻 佐奈江、石田 享子、中島 匠 委員以外 芦屋市社会福祉協議会 三谷 百香、黒田 樹里、今井 智美、針山 大輔 グリーンコープ 須藤 崇史 三田谷治療教育院 中野 美智子、佐藤 久愛、三船 奈々 キズキ 柳田 真弘 関 係 課 こども福祉部福祉室生活援護課 幾波 芙美代
事 務 局	こども福祉部福祉室地域福祉課 岩本 和加子、吉川 里香、堂ノ前 貴洋、亀岡 菜奈、岡本 ちさと、島 田 友美、山口 創平
会議の公開	☐ 公開 ☐ 非公開 ■ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者 1 3 人中 1 3 人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第 19 条の規定により非公開・一部公開は出席者の 3 分の 2 以上 の賛成が必要〕 ＜非公開・一部公開とした場合の理由＞ 配慮を要する内容を含むため、事前資料 1 令和 7 年度子どもの学習・生活 支援事業については一部公開、当日資料 1 の家計改善事業支援経過記録事 例、当日資料 2 の就労準備支援事業・社会参加推進事業経過記録事例につい ては非公開とした。
傍 聴 者 数	0 人 (公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 開 会

【委員会の成立について】

開始時点で委員 1 6 人中 1 3 人の出席を確認

(2) 委員及び事務局の紹介

(3) 議 事

(1) 子どもの学習・生活支援事業における令和 7 年度委託事業者について

(2) 各事業における令和 6 年度の実績報告と令和 7 年度 of 取組について

(ア)・自立相談支援事業

・家計改善支援事業

(イ)・就労準備支援事業

・社会参加推進事業

(ウ)・子どもの学習・生活支援事業

(3) その他

(4) 閉 会

2 提出資料

- 事前資料 1 令和 7 年度子どもの学習・生活支援事業について
- 事前資料 2 令和 6 年度芦屋市生活困窮者自立支援制度実績報告書
- 事前資料 3 自立相談支援事業における令和 6 年度実績及び令和 7 年度 of 取組
- 事前資料 4 家計改善支援事業における令和 6 年度実績及び令和 7 年度 of 取組
- 事前資料 5 就労準備支援事業及び社会参加推進事業における実績と評価
- 事前資料 6 就労準備支援事業における令和 6 年度実績及び令和 7 年度 of 取組
- 事前資料 7 社会参加推進事業における令和 6 年度実績及び令和 7 年度 of 取組
- 事前資料 8 子どもの学習・生活支援事業における令和 7 年度 of 取組
- 当日資料 1 家計改善事業支援経過記録事例
- 当日資料 2 就労準備支援事業・社会参加推進事業経過記録事例
- 当日資料 3 就労準備支援事業の窓口と社会参加推進事業の活用の 3 つのタイプ (ABC)

3 審議内容

(事務局 吉川)

ただいまより、令和 7 年度芦屋市生活困窮者自立支援専門部会を開催します。

開会にあたりまして、平野委員長から一言お願いします。

(平野委員長)

重層的支援体制整備事業が始まり、国で在り方検討委員会を作り、次の新しいステージに向けて一定の方向性が示されました。現在、社会保障審議会の福祉部会でその内容が検討されているのですが、私としては、その改革の方向に疑問を感じています。その最大の理由は、想定以上に多くの自治体から手が上がったこともあり、財政的に非常に厳しくなったことで重層的支援体制整備事業の予算が削減される方向に進んでいるからです。

特に、大事なテーマとなる就労準備支援事業や社会参加推進事業は非常に冷遇されているように感じます。地域共生社会を実現するためには、重層的支援体制整備事業の中では予算額は小さいですが、新規事業にあたる社会参加推進事業が重要であると考えています。しかし、社会参加推進事業に対する評価が非常に低く感じます。

国としては、重層的支援体制整備事業を民間に丸投げしていることに問題意識を持っていることもあり、多機関協働推進事業も行政が直営で実施すべきだという方向に進んでいます。

しかし、地域共生社会は、行政の手が届かないところを民間が高い理念を持ち、活動することが望ましいと思うので、地域共生社会に逆行しているように感じます。

生活困窮と重層的支援体制整備事業がどのように連携していくのかということに関して、芦屋市の事例を議論することは大きな意味があると思いますので、事例を中心に議論していきましょう。

現在、重層的支援体制整備事業の転換期にあります。今のままでは、この事業の必要がないと話している自治体も少なくありませんし、民間に頼っていた自治体も、直営にするため民間からの資金を引き上げざるを得ない状況になっているようです。

私としては、地域共生社会の高い理念を持つ民間の裁量的な取組に、規制を加えることはよくないのではないかと思います。このような背景を踏まえて、ぜひ皆さんが取組をどのように評価するのか、ご議論いただければと思います。

(事務局 吉川)

ありがとうございます。

ここからの議事進行は、平野委員長、よろしくお願いします。

(平野委員長)

それでは、こどもの学習・生活支援事業について、令和7年度から委託先が変更され、新規で株式会社キズキに事業委託しています。

株式会社キズキは、ひきこもり支援などを全国的に取り組まれているとお聞きしていますので、他市と比較した芦屋市の取組について、成果も踏まえてご説明をお願いします。

(1) 子どもの学習・生活支援事業における令和7年度委託事業者について

(事務局 亀岡)

まず初めに、事務局より令和7年度からの変更点についてご説明した後に、新事業所の株式会社キズキから事業についてご紹介いただきます。

子どもの学習・生活支援事業の概要ですが、この事業は、生活困窮者自立支援法に基づく事業の一つであり、生活困窮や生活保護世帯の子どもを対象に、学びの場の環境が十分に用意されていないといった学習面での課題や、家に居場所がない、生活習慣や社会性が身についていないといった生活面の課題、親の養育上の課題に総合的に対応し、再び経済的困窮に陥ることがないように、学習支援や生活支援、保護者への養育支援などを行う事業となっています。

芦屋市では、平成30年から地域まなびの場支援事業として、社会福祉法人山の子会に委託していましたが、令和7年度から、より良い支援に向け、プロポーザル方式によって委託先の選定を実施した結果、株式会社キズキに受託していただくことになりました。

今回の委託先変更に伴い、主に3点変更がありますので、ご紹介します。

1点目は、対象年齢の変更です。昨年度までは小学生から高校生と幅広い対象にしていたましたが、今年度からは小学校4年生から中学生に変更し、高校生については中学生までに事業を利用していたお子さんのみ、利用可能とすることにしました。

2点目は、居場所づくりについてです。昨年度までは「ひみつきち」という名称で、委託事業内容の一つとして実施していましたが、最近ではこども食堂や集い場など、地域の居場所は様々ありますので、委託として居場所づくりは実施せず、学習支援や生活支援など、それ以外の部分の充実につなげています。

3点目が、毎年申し込み制に変更したことです。昨年度までは、一度利用登録いただくと、教室利用がなくても登録を継続していましたが、利用のないご家庭も多くあり、電話やメールなどで状況確認をしても連絡が取れないことも多く、利用につながらない理由やニーズ把握が難しかったため、今年度からは1年更新制に変更しました。

そのほか、今年度からは、欠席の続いているお子さんに対し、家庭訪問などを通じて家庭状況を確認するだとか、自宅までお子さんを迎えにいく等、アウトリーチに力を入れていただいています。

また、必要な方に支援がつながるよう、学校や生活援護課などの関係機関にも周知することと、少しずつ利用登録者が増えつつある状況です。

今年度からの変更点を簡単にご説明しましたが、ここからは株式会社キズキから、法人の特徴やどのような思いで取り組んでいるかなどをご紹介いただきます。

「事前資料1：令和7年度子どもの学習・生活支援事業について【一部非公開】」

(キズキ 柳田)

法人の特徴や現在の事業状況・概要について、どのような考え方で事業を運営しているのかを踏まえてご紹介します。

事前資料1をご覧ください。

弊社では、「何度でもやり直せる社会をつくる」ということをビジョンに、創業以来、不登校や中退などの困難を抱える子ども・若者を一貫して支援しています。

事業としては、大きく4つの事業を挙げております。

「学習教室事業」ということで、不登校・中退・ひきこもりなどの困難を抱えた方の学び直しや受験をサポートする塾を創業し、そちらに付随する形で、「家庭教師事業」なども行っていますが、そのような中で、どうしても塾の利用料が払えず、支援から漏れてしまう等、経済的に困難な状況の方々に対して、私たちとしてももどかしさを感じていました。

そこで、行政と連携する「公民連携事業」を通じて、生活困窮やひとり親世帯の方、さらには発達障がいの方など困難を抱える方々を対象に、子どもへの支援やひきこもりの方への支援を行っています。今年度は、国や自治体から約60件の事業を受託しています。

このほか、「就労移行支援事業」で、鬱病や発達障がいなどで現職を離職された方を対象に、生活習慣の習得やビジネススキルを提供し、就労につなげるといった事業も別で拠点を設けて運営しています。

まずは子どもたちが安心できる居場所として関係性を構築し、その上で学習に取り組める環境を整える必要があると思います。そのためには、必要な情報を関係機関の皆様と連携しながら、丁寧に支援を進めていく必要がありますので、皆さんと一丸になって取り組みたいと考えています。

(平野委員長)

今後の期待も大きいかと思いますが、委員の方々からご質問はありますか。

(三芳委員)

利用者の年齢ですが、特例的に小学3年生の利用があるとのことでしたが、実際は何年生からが対象になるのでしょうか。

(キズキ 柳田)

仕様書上は小学4年生から高校3年生で、高校生は、これまで事業利用されていた方と定めていますが、実際利用している方の中に小学3年生が1名いらっしゃいます。保護者の勉強してほしいというニーズもあり、特例的に受け入れているという状況です。

(平野委員長)

他はいかがでしょうか。

(藤川委員)

関係機関との連携というお話がありましたが、上半期の期間で、公的なところも含め、どこかと連携して動いたケースはありますか。また、今後どのような部門と連携を考えているのか教えてください。

(キズキ 柳田)

関係機関との連携は、地域福祉課とも協議を進めながら具体的に決めるべき内容だと思っていますが、この上半期で連携した実績として、生活困窮世帯の場合は自立相談支援事業を受託する社会福祉協議会への情報提供及び情報連携を行っています。生活保護世帯の場合は、生活保護課とも連携が必要になりますので、生活保護ケースワーカー向けの勉強会に我々も出席させていただき、事業の紹介や利用案内の協力依頼を行いました。

その他としては、校園長会で事業紹介を行いました。

今後は、例えば虐待のケースなどがあれば、地域福祉課と連携した上で、要保護児童対策地域協議会と情報連携する可能性もあると考えています。

(平野委員長)

藤川委員は障がい分野になりますが、この学習支援との連携も考えられるのでしょうか。

(藤川委員)

障がいとなると、芦屋市には特別支援学校があります。また、不登校または不登校傾向の子

どもたちのために設置された「のびのび学級」がありますので、そこは教育委員会との連携が必要だと思います。

(平野委員長)

他はいかがでしょうか。

(押場委員)

家庭教師であれば家庭に行くイメージですが、教室に毎回通えることをサポートとなると、教室はどこに通われているのでしょうか。

(キズキ 柳田)

実施場所は事業の性質上非公表としていますが、公共施設の固定の場所で実施しています。

(押場委員)

利用状況はいかがでしょうか。

(キズキ 柳田)

現状、20名定員のところ、10名程度登録いただいています。

(平野委員長)

自立相談支援事業は社会福祉協議会が受託しているということで、自立相談支援機関から見、この半年間の評価はいかがでしょうか。

(社会福祉協議会 三谷)

私の評価ではありませんが、前受託事業所の頃から教室を利用しており、現在も継続して通っている保護者からの声として、以前は少し和やかで雑談が多いところがあり、それはそれで子どもたちにとっては楽しかったそうです。ただ、親としては、学習という点で、より勉強を教えてくれる、かつ時間をきちんと守る現在の事業所は大変ありがたいと聞いてます。

(平野委員長)

全国的な経験値も集約されているようですので、キズキさんの様々なノウハウを、委託事業の枠に留まらず多くの場面で発揮していただければと思います。

それでは、次の議題に移ります。大きく3つの柱で分けており、自立相談支援事業と家計改善支援事業、就労準備支援事業と社会参加推進事業、最後に子どもの学習・生活支援事業の順番になりますので、はじめの自立相談支援事業について、お願いします。

(2) 各事業における令和6年度の実績報告と令和7年度の取組について

・自立相談支援事業

(社会福祉協議会 三谷)

事前資料2をご覧ください。

1 ページ目、自立相談支援事業の概要ですが、令和6年度は物価高騰の影響もあり、総合相談全体としてお金にまつわる相談が非常に多くありました。お金にまつわる相談の場合は、自立相談支援事業もしくは社会福祉協議会が実施する生活福祉資金で対応しますが、相談支援に結びつくケースは少なかったと思っています。

各種公的年金の受給が2か月に一度、偶数月の15日にありますが、お金が尽きる受給時期の半月ほど前から、「生活費がない」、「食べるものもない」、というような相談が多く見られました。相談者の多くは、家賃や水道光熱費、国民健康保険料等の滞納などから、住宅を失うおそれや病院受診が必要な時期に制限がかかるなど、深刻な状態にある世帯も見受けられました。

貸付けを希望する相談が増えたことで、貸付けの利用対象とならないと分かれると、家計の見直しなどの支援策を断る人が非常に多く、必要な人に支援が届いていない現状があると感じています。また、一人暮らしの方も多く、家族力の低下によりキーパーソンになる人が家族の

中におらず、全員の支援が必要だと感じるような世帯が増加したと思っています。

家族関係の希薄化等により、身寄りがあっても疎遠であったり、全く身寄りがなかったり、そのような50代後半の方や、遠方にいる兄弟は頼れないという方も多いと感じています。

ただ、50代はまだ働いている方もおり、将来的に働けなくなった際に、経済的な困窮に加えて身寄りがいないことから発生する問題を抱える人が増加すると予測しています。

昨年度に続いて生活相談会も開催し、食料品と日用品の無償配布を行いました。日曜日に実施することで、平日に相談に来れない方に相談会に来ていただけるようにしました。

また、社会的孤立とひきこもりの方への支援の充実を念頭に、様々な取組を利用者とともに考え、進めています。社会とのつながりを取り戻し、自立した生活をするということを目指し、少しずつ社会との関係性を作る支援をしています。

ひきこもりや社会的孤立にある方々も、数十年後を見据えて考えた際、身寄りがいないことや関係性の希薄化の問題を抱え、例えば入院・入所する際の補償問題等、課題が変わってくるのではないかと感じています。

今後、重層的支援体制整備事業を活用し、積極的に社会参加の支援に取り組むことを目標に、関係機関と連携を深めていきます。

2 ページ目は実績報告になりますが、全体の件数は新規ケースが95件で、その中でも家計の相談が多くありました。

6 ページ目の「図表 2-3 主な困りごと種別」の下部に※印があります。「コロナ関連で、プランの策定を行った人が中断となる年度だったため、中断件数が増加」と記載していますが、コロナ特例貸付けを社会福祉協議会が全国で実施し、それに合わせて要件緩和された住居確保給付金を活用した多くの世帯が、その後の継続的支援へつながらず中断ということで、件数が増加しています。ただ、兵庫県社会福祉協議会の事業として、このコロナ特例貸付け利用者のフォローアップ事業である「ほっとかへんネットワーク事業」があり、芦屋市より社会福祉協議会が受託していますので、1 件ずつ滞納世帯の訪問を行っています。

7 ページ目の「(3) 自立相談支援事業における事業との連携」では、チーム Y O A K E の担当者間で、毎週金曜日の打合せを継続しています。ハローワークや様々なところにもご協力いただきながら、引き続き個別支援を展開しているところです。

8 ページ目の「その他の機関・事業利用数」では、生活困窮の方々に利用してもらえるものとして関係機関と連携しながら実施しており、ここに記載はしていませんが、日本フィナンソロピック財団の「芦屋学び応援基金」というものも実施しています。市内の中学 1 年生向けの奨学金で、6 年間で総額 300 万円、市内 3 中学校の中学 1 年生のみが対象となり、一昨年 5 名、昨年 4 名、今年 6 名の応募がありました。部活動や学習塾にも使えるお金ということで、経済的に困窮しているようなご家庭や、学校だけでは学習能力が難しいご家庭に活用いただいています。

また、今年度になりますが、赤い羽根共同募金を財源とした就職活動に伴う経費助成やひきこもりの方向けのポスティング作業も立ち上げており、それらは社会福祉協議会の事業として取り組んでいます。

9 ページ以降は成果と課題を記載していますが、低年齢から不登校だった経験を持つ人は、基礎学力が乏しい場合が多く、将来的に希望する職に就くことが困難な場合があります。また、中学卒業後の無業者は、所属するものがなく、支援の手だてがない場合も多くあります。発達特性やこだわりが強いなど、生きづらさを抱える人が、ひとり親家庭の母親として子育てをしている場合は、地域との関係性が希薄になり、転職を繰り返すことによる経済的困窮や社会的孤立に陥りがちな様子が見られます。

事前資料 3 は、令和 7 年度の事業計画を記載しています。本日、机上配布しました Y O A K E 通信は、チーム Y O A K E として支援員が一緒になり、発行しているものになりますので、

お目通しください。

(平野委員長)

一点確認ですが、7ページの「図表2-4 主な困りごと別の解決法」を見ると、家計に関する困りごとが合計88件で非常に多い印象ですが、この後の家計改善支援事業の課題でもあると思いますが、このうち家計改善支援事業につながった件数が18件という理解でよろしいでしょうか。

(社会福祉協議会 三谷)

はい、そうです。

(平野委員長)

わかりました。それでは、引き続き家計改善支援事業についてお願いします。

(2) 各事業における令和6年度の実績報告と令和7年度取組について

・家計改善支援事業

(グリーンコープ 須藤)

事前資料2の12ページ以降、及び事前資料4をご覧ください。新規プランの作成件数は、18件となっております。相談内容の内訳では、納付相談が一番多く33%となっており、滞納金に関する相談が多く寄せられた形となっています。就労状況別では、正社員及びパートの割合が高く、雇用形態のみでは解決できない生活困窮の実態が浮き彫りとなりました。

「(2) 支援実績の集計」では、令和6年度の延べ相談件数は137件で、そのうち同行支援は41回実施しました。同行支援の主な訪問先は、弁護士事務所及び市役所の債権管理課であり、債務や滞納に関する問題に対して充実した支援を提供することができました。

14ページの「(3) 滞納金の支払いについて」では、令和6年度は781,279円の滞納金支払いを支援しました。このうち、公租公課に該当する支払いは570,360円で、全体の約73%を占めています。支払い実績の内訳では、国民健康保険料及び市県民税が過半数を占めています。また、令和4年からの事業開始以降の累計の支援額は、4,292,041円となっています。

「周知・啓発」では、就労準備支援事業の利用者を対象に、お金に関する講座などを開催しました。さらに、支援者向けの研修も実施し、34名の参加がありました。他事業との連携を図ることで、効果的に進めることができました。

「成果と課題」では、チームYOAKEとしてパンフレットを視認性の高いデザインに刷新し、加えて機関紙「YOAKE」を年2回発行しました。お手元にその最新号の「YOAKE」通信を配布しておりますので、ご参照ください。

活動内容や支援の様子を、写真つきで分かりやすく作成しており、そのように発信することで、相談をためらう方や潜在的な困窮世帯への働きかけにつながることを目的としています。また、家計改善支援事業のリーフレットも本日配布しておりますが、こちらもより手に取っていただきやすいデザインに刷新しています。

そのほか、社会福祉協議会や他市の支援団体などと連携し、外国人相談会を開催し、来場者56名へ食料支援を行いました。

基本的なことではありますが、いかに早期に支援につなげ、開始できるかが重要な課題ではないかと認識しています。

続きまして、家計改善支援事業の経過記録事例について、ご説明します。

「当日資料1：家計改善支援事業経過記録事例【非公開】」

以上の2つのケースからも明らかなように、家計改善支援事業の現場では、金融リテラシー

不足が生活困窮の深刻な要因となっている実態が浮き彫りになっています。

現在、キャッシュレス決済の普及により、現金を直接扱う機会も減少し、支出の実感が薄れやすい環境が広がっています。こうした中で、十分な金融教育を受ける機会がなかった世代が、支出管理の難しさから、多重債務や滞納に陥るケースが後を絶ちません。

また、金融教育の機会が限られていたことにより、家庭を持った際に、家計管理がうまくいかず、結果として子どもの貧困や教育機会の損失につながるという事例も幅広い世代で見受けられます。

これは、金融リテラシーの格差に起因する世帯の困窮が、子どもの可能性を制限してしまうという非常に深刻な社会的課題であると懸念しています。このような困窮は単なる個人の問題ではなく、世代を超えて連鎖する構造的な課題であるため、今後、家計改善支援は、債務整理や納付相談にとどまらず、金融教育の普及と予防的支援を柱としながら、連鎖的困窮に対して何ができるのかをしっかりと他機関と連携し、検討していく必要があると考えています。

(平野委員長)

今回は支援のプロセスを作成していただきましたが、家計改善支援事業の利用につながる方が少ないという問題も含めて、何かご質問等がありますか。

例えば、支援の中でキャッシュフロー表を作成されるということですので、毎月どれくらいの滞納金が解消され、貯金ができるようになるのか、流れをモデル的に作成することはできないでしょうか。

(グリーンコープ 須藤)

キャッシュフロー表自体は作成していますし、相談の際にシミュレーションとして作成したものや、実際の数字を当てはめたものも両方あります。

(平野委員長)

モデル的なものでいいと思います。お金の相談で来られた方に、支援モデルをお見せして、このように滞納金が改善された、と説明ができればと思いました。

お金がもらえないなら支援は必要ないという方に対して、広報的な意味で何パターンかをお出しすれば、上手くいく感覚を共有することができるのではないのでしょうか。

(吉田委員)

弁護士の法律相談に来られて、任意整理が難しければ大体は破産ということになります。

ただ、実際の任意整理実務では、収入がそれなりにある方でも、スムーズに返済の見通しを立てられるという人は非常に少ないです。そのような状況で苦しくなる人は、弁護士がついて間に入ったとしても、自分だけでできる人の割合は大きくありません。生活態度を立て直すにしても時間が非常にかかるだとか、その間に利息もかかっていますので、この家計改善支援事業がもっと広がれば、弁護士としても非常にありがたいです。家計改善支援事業と弁護士が連携することによって、可能性はさらに広がると思います。

(芦屋市社会福祉協議会 三谷)

市民向けに理解してもらうための工夫について、大変参考になるヒントをいただきましたので、またチームで検討していきます。

(平野委員長)

全国的にも、グリーンコープはキャッシュフローの取組で成果を出しているので、広報的な面について、チームY O A K Eでぜひ取り組んでいただければと思います。

次の就労準備支援事業・社会参加推進事業へ移る前に、毎年、この生活困窮の実績報告資料は少し複雑な部分があり、家計改善支援事業については事例も使って説明していただきましたが、今後、この進行管理の資料の作成方法については、少し工夫をしたいと考えています。

そこで、就労準備支援事業と社会参加推進事業は、事前資料6・7を使用せずに説明しますので、最初に私のほうから説明した後、事業担当者から事業報告をいたします。

まず、事前資料2の実績報告書17ページをご覧ください。

就労準備支援事業の支援実績が記載されており、こちらを図に示したものが当日資料3になります。この中で、就労準備支援事業の窓口を経由したケースは2024年度実績で26ケースありました。

就労準備支援事業は生活困窮者自立支援制度に基づくもので、社会参加推進事業は重層的支援体制整備事業になるため、社会参加推進事業は必ずしも就労だけを目指しているわけではないという関係になっています。また、2024年度の26ケースの中には、就労準備支援事業や社会参加推進事業のどちらにもつながらない事業未利用者も3ケース含まれています。

過年度ケースを含む26ケースのうち、8ケースは終結となり、うち5ケースは、社会参加推進事業の利用を通じてつながりを継続しています。

2024年の新規13ケースには、社会参加推進事業の利用から就労準備支援事業の利用につながったかたも1ケースあり、就労準備支援事業の利用にはつながらなかったものの、社会参加推進事業につながったケースが9ケースあるという関係になっています。

つまり、家計改善支援事業のように、窓口で利用につながらなかった場合はそこで関係が切れてしまうところを、就労準備支援事業はつながりを継続できる仕掛けとして、社会参加推進事業が裾野に置かれたというのが、大変意義のあるものだと思います。

初めて相談に来られた人と、つながりを切らせない仕掛けとしてBがあると同時に、そこへ行き着くためにAがあり、終結した先もつながりを継続させるためにCがあるという関係になっています。

A、B、Cの各局面において、社会参加推進事業の作用が効果的であることは明らかですが、国はこのような機能に対して評価が低く、就労準備支援事業は生活困窮の制度で、社会参加推進事業は重層の事業であることに線引きをさせたいのだと思います。しかし、一体的な関係にあることが芦屋の成果ですし、課題はありますが、A、B、Cの横軸は芦屋の意義深い取組だと思います。

その関係を踏まえて、ケースに基づきながら就労準備支援事業についてお願いします。

(2) 各事業における令和6年度の実績報告と令和7年度の取組について

・就労準備支援事業

(三田谷治療教育院 佐藤)

ここからは、当日資料2の経過記録事例と事前資料5「就労準備支援事業の社会参加推進事業について」を用いてご説明します。また、プログラムの中には、就労準備支援事業の要素が強いものと社会参加推進事業の要素が強いものがありますので、そのようなことも踏まえてご説明します。

「当日資料2：就労準備支援事業・社会参加推進事業経過記録事例【非公開】」

(平野委員長)

今ご説明いただいたケースは当日資料3の中では「終結」のケースになるのでしょうか。

(三田谷治療教育院 佐藤)

はい、そうです。

(平野委員長)

事前資料2の「1 支援実績」の中にはいますか。

(三田谷治療教育院 佐藤)

「【図表1 就労準備支援事業利用者に対する支援状況（全6件）】」の「R6-B」にあたる

かたです。ここでは数字でしか出ていませんが、プログラムの参加等を頑張っていました。

(平野委員長)

その人に合うプログラムを探ることや、その場がまたアセスメントの場にもなっているというお話も非常に興味深く感じました。

何か質問等がありますか。

(上田委員)

この経過記録事例は昨年にも資料として出していただいていたかと思いますが、今回は「居場所・役割、就労支援、関係機関」という区分分けがされ、事業利用者の言葉や様子が入っており、バージョンアップされてすばらしい図になっていると思います。

(平野委員長)

事前資料2の29ページが昨年の参考事例としてお出ししたのですが、今回の資料では対象者の言葉やアセスメント内容が追加されているかと思います。

他はいかがでしょうか。

(加藤委員)

私のクリニックには、ひきこもりのかたや障がいのかたの社会参加に向けた事業所のパンフレットが数多くラックに置いてありますが、少し敷居が高いところもあります。本日、お話を聞いて、この取組をぜひリーフレット等にして医師会や地域の医療機関へ周知することができればと思いました。

(平野委員長)

地域の居場所や就労支援と関係機関の役割分担も分かりやすいと思いますので、先ほどの家計改善支援事業のように、ケースを簡略化して周知用に作成いただければと思います。

これらの資料は非常に時間をかけて作成されているので、今後は広報を本格的に強化する意味も込めて、この図が使えるといいと思いました。

(山崎委員)

事前資料2の実績報告書には、実績の数字や成果はありましたが、対象者の生活がどう変わったかということが大事だと考えていましたので、本日、この当日資料があったことで食い入るように話を聞いていました。このような事例を発表する機会が数多くあればいいと思っているのですが、何か発表する場は他にあるのでしょうか。

(三田谷治療教育院 佐藤)

基本的には、窓口等で事業説明する際に事例を参照するだとか、事例としては紹介しておりませんが、Y O A K E 通信で各プログラムの様子をお伝えしています。

(山崎委員)

他の民間事業所等もこのような事例を知る機会があれば、つながりが更に広がっていく可能性があると思いました。また、事例が国に対しても届けばいいと思いました。

(平野委員長)

今回の資料は、その人の変化や、やり取りのリアリティとして吹き出し部分に意味があったということですね。

(株本委員)

事例を拝見し、一人に対して多くの丁寧な対応があり、終結につながったと思いました。

生活困窮でいつも思うのですが、そこに至るまでの経緯の中に、障がいや家計だけの問題ではない、何か心の問題から引き起こされるものもあるので、最初の段階のケアがもう少し早くできればと思いますし、そのような部分を多機関で協力できればと思います。

(平野委員長)

ありがとうございます。引き続き、社会参加推進事業についてお願いします。

(2) 各事業における令和6年度の実績報告と令和7年度の実組について

・社会参加推進事業

(三田谷治療教育院 三船)

事前資料5をご覧ください。くろまつヤングについて補足いたします。こちらは、つどい場「くろまつ」から派生したものになりますが、元々、つどい場「くろまつ」は中高年の利用者が多く、その後20代の参加者が徐々に増えてきたことで、年代の違いで話しかけづらいとか、大人数で話すのが緊張して話づらいというお話があったため、20代の方向けに「くろまつヤング」を作りました。令和7年度は4回実施し、延べ10名参加しています。

社会参加推進事業は、少人数で関われる同年代のグループとして、若年層の社会参加の場の一つとなっており、利用者からは、「ここに来ると落ち着く。」「同年代の方と話ができて楽しい。」というご意見をいただいています。

就労準備支援事業との共通事項では、若年層向けのくろまつヤングを実施することで、若年層のニーズや考えを知る機会になっています。

まだ始まったばかりですので、プログラムの進め方等、利用者のニーズに合わせて実施していきます。

(平野委員長)

社会参加推進事業を実施している中で、何か困ったことなどはありますか。

(三田谷治療教育院 三船)

くろまつヤングは、少人数の居場所という役割がありますが、就職している方や何度か声かけをしないと行きづらい方がいらっしゃるの、参加人数が左右されるところがあります。参加者が一人だけで、支援者の数の方が多くなった場合は、参加者がやりづらくないか少し不安になります。

(平野委員長)

わかりました。

それでは最後の議題ですが、子どもの学習・生活支援事業の令和7年度の実組内容について、ご説明をよろしくお願いします。

(2) 各事業における令和6年度の実績報告と令和7年度の実組について

・子どもの学習・生活支援事業

(株式会社キズキ 柳田)

事前資料8をご覧ください。「学習支援」、「生活支援」、「保護者に対する養育支援」、「その他」に分けてご説明します。

「学習支援」では、まず勉強の復習、学習習慣づけ、学び直しを独自の学習支援メソッドなども活用しながら実施しています。一人一人の状況に合わせて実施をしているところですが、初回面談で、学習の進め方や保護者の見立てであるとか、講師の希望や教え方の希望なども最大限踏まえた上で、少しずつでも勉強が分かる自己肯定感の向上にもつなげながら、学習支援を行っています。高校受験のための進学支援では、7月末時点で中3生の利用登録はなく、中学1年から2年生向けに進学を見据えた学習支援を実施しています。

「生活支援」では、面談をしながらアセスメントを行い、少しずつできることを一緒にやっていくことや、社会性の育成としてイベントも定期的開催し、体験格差の解消に重きを置きたいと考えています。現在は、小学生から高校生まで幅広い学年の子どもがおり、異年齢が同じ時間と空間にいることが難しいところもあるため、少しずつお互いにとっての配慮や挨拶の習慣を身につけているところです。また、七夕イベントを実施し、保護者の方も、「そのよ

うなことを何もできてこなかったので、とてもありがたいです。」といったお声もいただいています。

「保護者に対する養育支援」では、保護者と密にやり取りをしながら、子どもの頑張りや成長、気になる点などを共有しています。進学に必要な公的支援の情報提供では、現時点で受験生がいないため実施できていませんが、保護者が送迎のために来出された際は、お子さんの様子を共有するほか、LINEによる相談対応を行っています。

「その他」では、欠席が続く子どもへの支援として、同行支援も行っています。また、関係機関との連携では、毎月の総合相談連絡会への参加や、ケースワーカーや校園長会向けの事業説明を実施し、相互連携のためのネットワーク構築に務めている状況です。

（平野委員長）

本日の各事業の実績報告を受け、我々だけで共有するのではなく、利用者に向けてどのように成果を届けていくかが大きな議論になったと思いますし、これらの実績を踏まえて、芦屋らしい取組が続くといいと思いました。

（事務局 吉川）

事業の成果を、市民に向けて「周知」という形で還元するご提案をいただきましたので、家計改善支援事業や就労準備支援事業の潜在的な対象者へ届けられるような周知の方法も、今後検討していきます。

今回は、12月頃に実施できたらと思いますので、日程が決まりましたら改めて事務局からご連絡させていただきます。

本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

閉 会